

議案第4号

一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月3日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職職員の給与に関する条例（昭和32年佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「及び支給額」を「、支給額及び勤務内容」に改め、同条第3項中「若しくは」を「又は」に、「減額し」を「減額し、」に改める。

別表第5中「支給対象」を「勤務内容」に改め、同表建築確認業務手当の項中「建築確認業務に従事する建築主事」を「建築主事が建築確認業務に従事したとき。」に改め、同表災害出動手当の項を次のように改める。

災害出動手当	日額 2, 1 6 0 円以内	<ol style="list-style-type: none">1 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視、当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査又は避難所の開設若しくは運営に従事したとき。2 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村（以下「災害発生市町村」という。）に派遣され、災害発生市町村の区域内において、同法第4条第1項各号に掲げる救助をしたとき。3 前項に規定するもののほか、本市の区域外で異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該地域に派遣され、災害対応業務に従事したとき。
--------	-----------------	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第5 災害出動手当の項の規定は、令和6年1月12日からこの条例の施行の日の前日までの間に、本市の区域外で同項に規定する業務に従事した職員についても適用する。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。